

平成27年(ワ)第121号 移送申立事件

(基本事件 平成27年(ワ)第728号 放送受信料請求事件)

決 定

奈良県生駒市壱分町1448-11

申立人 (被告) 宮内正厳

同訴訟代理人弁護士 阪口徳雄

同訴訟代理人弁護士 佐藤真理

東京都渋谷区神南二丁目2番1号

被申立人 (原告) 日本放送協会

同代表者会長 初井勝人

同訴訟代理人弁護士 平山浩一郎

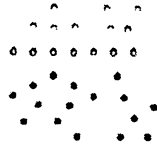
上記当事者間の頭書基本事件について、申立人(被告)から移送の申立てがあったので、被申立人(原告)の意見を聴いたうえ、次のとおり決定する。

主 文

本件を奈良地方裁判所に移送する。

理 由

- 1 被告の移送申立の内容は、別紙「移送の申立書」記載のとおりである。
- 2 これに対して原告は、別紙「移送申立に対する意見書」のとおり意見を述べた。
- 3 そこで判断するに、
 - (1) 本件基本事件は、平成21年3月15日に原告と被告とが地上の放送受信契約(以下「本件放送受信契約」という。)を締結(支払い区分・支払いコースは継続振込・每期払い、放送受信料は月額1275円、但し規約改正により平成26年4月1日以降の放送受信料は月額1310円)したところ、被告が平成24年12月1日以降、放送受信料を支払わないとして、原告が、被告に対して、平成24年12月1日から平成26年3月31日までの16



H. 26. 4. 1 } 18ヶ月
H. 27. 9. 30 }
16
18
34

か月分について未払いの放送受信料2万0400円及び平成26年4月1日から平成27年9月30日までの18か月の未払い放送受信料2万3580円の合計4万3980円並びにこの合計金員に対する平成27年12月1日（訴えの変更申立書の送達月の翌々月の初日）から完済の日が奇数月の属するときはその月の前々月末日まで、完済の日が偶数月に属するときはその月の前月末日まで、約定の2か月あたり2%の割合による遅延損害金の支払いを請求するものである。

- (2) 本件基本事件である未払い放送受信料及び遅延損害金請求に対して、被告は、本件放送受信契約の締結の時期、内容、支払中止の経過を争うにとどまらず、放送受信契約の法的性格、放送受信料の法的性格、原告の放送法遵守義務と受信契約者の義務との関係等の法的見解を展開主張して、全面的に争う模様である。
- (3) (1)及び(2)の経過及び一件記録から見ると、本件基本事件の解決のためには、本件放送受信契約締結の事実面について、書証、証人尋問及び本人尋問により明らかにしていくにとどまらず、基本法たる放送法に関する原告と被告の法的権利・義務、法的地位等の法律解釈と確定が必要になってくると思われる。
- (4) これらのことから、本件基本事件について、軽微な事件を簡易な訴訟手続で迅速に解決するのを旨とする簡易裁判所において審理することは相当でないものといえる。

よって民事訴訟法18条により主文のとおり決定する。

平成27年12月11日

奈良簡易裁判所

裁判官 山本 泰博